

平成 29 年度の組織の見直し(案)

町では、寒川町自治基本条例第 27 条に基づき、定期的に行政組織(役場の各部・課等の体制)の検討・見直しを行っています。

平成 29 年度からの組織のあり方について検討を進めた結果、次のポイントを踏まえ、平成 29 年 4 月 1 日に組織の見直しを実施します。

寒川町自治基本条例《抜粋》

(町の組織)

- 第 27 条 町は、常に町の組織を町民に分かりやすく、簡素で機能的なものとするよう努めます。
- 2 町は、社会環境の変化や町民ニーズに柔軟かつ迅速に対応できるように組織を見直します。

1. 『寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略』を推進する組織づくり

日本の急速な少子化・高齢化の進展に的確に対応し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法が制定されました。これを受けて町でも地域の実情に応じ、人口の現状と将来の方向性を示す『寒川町人口ビジョン』と、その実現のため、平成 31 年度までの 5 年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた『寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略』を策定しました。

平成 29 年度からの組織については、『寒川町人口ビジョン』で示した 3 つの「目指すべき将来の方向」ごとに組織強化を図り、『寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略』に位置付けた施策展開に積極的に取り組みます。

(1)雇用機会の確保と産業の創出

産業振興課に新たに企業支援担当を設置することにより、既存の製造業を中心とした企業ニーズへの対応に加え、今後の地域経済の担い手となりうる創業者などの人材育成、創業支援などについて、地域経済団体、金融機関等と行政が一体となって総合的に支援する仕組みづくりに取り組みます。【平成 28 年度に見直し実施済み】

(2)若い世代の子育て環境の整備

子ども青少年課を、子育て家庭に対する支援を主とした「子育て支援課」と、子ども本人の育成を主とした「子ども育成課」に分割することにより、子どもを産み育てやすい環境づくりへの積極的な施策展開に取り組みます。

(3)まちの魅力と認知度の向上

企画政策課の 1 担当であった広報統計担当を「情報推進課」として独立させ、「統計マーケティング担当」と「広報プロモーション担当」を新たに設置し、さらに「情報システム担当」を同課に位置付けることで、町民ニーズの把握(マーケティング)とシステムを活用したデータ分析を強化するとともに、多様な広報手段を活用した情報発信(プロモーション)の強化に取り組みます。

2. 喫緊の課題や環境の変化へ対応する組織づくり

早急に取り組むべき課題や、町を取り巻く環境変化への対応を、効率的・効果的に進めるため、次の部門において組織強化を図ります。

(1)「(仮称)寒川町公共施設等総合管理計画」の整備

全国の地方公共団体において「公共施設等の老朽化・更新問題」が大きな課題となっており、町においても早急に対応する必要があることから、総務課の1担当であった管財担当を「管財契約課」として独立させ、「管財担当」から上記計画に関する部門を「施設計画担当」として新たに設置し、さらに「契約検査担当」を同課に位置付けることで、公共施設等に係る総合的な把握・管理と、上記計画の推進と個別計画の策定に注力します。

(2)社会教育施設の指定管理者に対する指導監督強化と社会教育施策の充実

平成29年度から寒川総合図書館・町民センター・北部公民館・南部公民館への指定管理者制度導入を予定していることから、教育総務課の1担当であった社会教育担当を「社会教育課」として独立させ、同制度導入後の指導・監督を強化するとともに、社会教育施策の充実を図ります。

(3)企画部門と財政部門の連携強化

施策の着実な推進に財源的な裏付けは必要不可欠であり、現状、財政計画の策定や予算の作成においては、企画政策課企画行革担当と財政課財政担当が連携して行っていることから、両担当を「企画財政課」に統合することで、より効率的な連携を図り、内部管理の簡素化や効果的な予算配分などに取り組めます。

また、この「企画財政課」においては、『寒川町第6次行政改革プラン』の目標に掲げた「施策・事業間の連携を強化する調整機能を持った組織の設置や職員の配置」のファーストステップとして、即戦力となる職員の育成にも取り組めます。

※ 新たに設置する課や担当の名称については、現時点の（仮称）になります。
今後、所掌する事務の具体的な内容などを踏まえて、名称を確定いたします。